FP STUDY LAB
エフピースタディラボ

FP STUDY LAB｜CFP試験学習サイト（非公式）

CFP®資格審査試験 学習用　オリジナル問題

相続・事業承継設計 解答・解説集

50問

法令の基準日	2026年4月1日時点の制度（問題ごとに記載）
確認状況	全問 作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）
版	2026-11-14 版（元データ 4cb18a2）

本書は日本FP協会の公式教材ではありません。非公式の学習サービス FP STUDY LAB が作成した、練習用のオリジナル問題集です。無料で配布しています。

はじめにお読みください

- 本書は、学習サービス「FP STUDY LAB」が作成した、CFP®資格審査試験の非公式の学習教材です。日本FP協会（NPO法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会）およびFinancial Planning Standards Board Ltd.（FPSB）とは一切関係がなく、これらの団体が提供・監修・推奨するものではありません。
- 本書の問題はすべて本サイトのオリジナル問題です。CFP®資格審査試験の過去問題を転載したものではありません。
- 問題と解説は、各問題に記載した基準日時点の法令・制度に基づいて作成していますが、正確性を保証するものではありません。法改正により内容が変わることがあります。実際の受験や実務では、必ず最新の法令や公式の情報を確認してください。
- 全問の確認状況は「作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）」です。有資格者によるレビューは完了していません。
- 教材（問題・解説）の制作の補助と、根拠との照合にAIを利用しています。CFP®資格の保有者・専門家による監修は受けていません。
- 問題文と選択肢は、同じ課目の「問題集」に載せています。解答・解説集の選択肢の記号（A〜D）は、問題集と同じです。
- 問題・解説の内容は、FP STUDY LAB｜CFP試験学習サイト（非公式）の問題データ（Web版と同じもの）から作成しています。Web版で問題を修正した場合は、本書も作り直します。表紙の版の日付を確認してください。

CFP®、CERTIFIED FINANCIAL PLANNER®、およびサーティファイド ファイナンシャル プランナー®は、米国外においてはFinancial Planning Standards Board Ltd.(FPSB)の登録商標で、FPSBとのライセンス契約の下に、日本国内においてはNPO法人日本FP協会が商標の使用を認めています。

目次

正答一覧 …… 5

第1問 inheritance-001 相続税の基礎控除 …… 6
第2問 inheritance-002 法定相続分 …… 7
第3問 inheritance-003 相続時精算課税 …… 7
第4問 inheritance-004 小規模宅地等の特例 …… 8
第5問 inheritance-005 配偶者の税額軽減 …… 9
第6問 inheritance-006 相続税の総額 …… 10
第7問 inheritance-007 贈与税（暦年課税・特例税率） …… 11
第8問 inheritance-008 相続税額の2割加算 …… 12
第9問 inheritance-009 遺留分 …… 12
第10問 inheritance-010 遺言（自筆証書遺言・検認） …… 13
第11問 inheritance-011 法定相続分（配偶者と直系尊属） …… 14
第12問 inheritance-012 代襲相続 …… 15
第13問 inheritance-013 相続の放棄・限定承認 …… 16
第14問 inheritance-014 相続に関する期限 …… 17
第15問 inheritance-015 配偶者居住権 …… 18
第16問 inheritance-016 遺産分割前の預貯金の払戻し …… 19
第17問 inheritance-017 贈与税の配偶者控除 …… 20
第18問 inheritance-018 相続税の債務控除・葬式費用 …… 21
第19問 inheritance-019 財産評価（貸家建付地） …… 22
第20問 inheritance-020 特別の寄与（特別寄与料） …… 23
第21問 inheritance-021 相続人の数に算入する養子の数 …… 24
第22問 inheritance-022 遺産分割の禁止 …… 25
第23問 inheritance-023 相続税の未成年者控除 …… 25
第24問 inheritance-024 相続税の障害者控除 …… 26
第25問 inheritance-025 贈与税の申告期限 …… 27
第26問 inheritance-026 包括遺贈 …… 27
第27問 inheritance-027 取引相場のない株式の評価（配当還元方式） …… 28
第28問 inheritance-028 公正証書遺言 …… 29
第29問 inheritance-029 遺留分の放棄 …… 30
第30問 inheritance-030 相続税の延納 …… 30
第31問 inheritance-031 相次相続控除 …… 31
第32問 inheritance-032 相続開始前の贈与の加算（加算対象期間の経過措置） …… 32
第33問 inheritance-033 遺言の撤回 …… 33
第34問 inheritance-034 遺言能力 …… 34
第35問 inheritance-035 相続欠格と推定相続人の廃除 …… 35

第36問	inheritance-036	寄与分	36
第37問	inheritance-037	相続税の物納	37
第38問	inheritance-038	財産評価（路線価方式）	37
第39問	inheritance-039	遺言執行者	38
第40問	inheritance-040	持戻し免除の意思表示の推定（配偶者への居住用不動産の贈与）	39
第41問	inheritance-041	胎児の相続能力	40
第42問	inheritance-042	法定相続分（父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹）	41
第43問	inheritance-043	遺産分割の効力	41
第44問	inheritance-044	特別縁故者に対する相続財産の分与	42
第45問	inheritance-045	相続税の非課税財産（墓所・祭具）	43
第46問	inheritance-046	贈与税の非課税財産（生活費・教育費）	44
第47問	inheritance-047	財産評価（借地権）	45
第48問	inheritance-048	配偶者短期居住権	45
第49問	inheritance-049	遺留分侵害額請求権の期間の制限	46
第50問	inheritance-050	死亡退職金の非課税金額	47

正答一覧　相続・事業承継設計

番号	問題ID	正答	番号	問題ID	正答
1	inheritance-001	**D**	26	inheritance-026	**D**
2	inheritance-002	**C**	27	inheritance-027	**C**
3	inheritance-003	**A**	28	inheritance-028	**A**
4	inheritance-004	**D**	29	inheritance-029	**B**
5	inheritance-005	**B**	30	inheritance-030	**D**
6	inheritance-006	**C**	31	inheritance-031	**C**
7	inheritance-007	**B**	32	inheritance-032	**A**
8	inheritance-008	**D**	33	inheritance-033	**D**
9	inheritance-009	**B**	34	inheritance-034	**B**
10	inheritance-010	**A**	35	inheritance-035	**A**
11	inheritance-011	**B**	36	inheritance-036	**D**
12	inheritance-012	**D**	37	inheritance-037	**C**
13	inheritance-013	**C**	38	inheritance-038	**B**
14	inheritance-014	**A**	39	inheritance-039	**A**
15	inheritance-015	**B**	40	inheritance-040	**D**
16	inheritance-016	**A**	41	inheritance-041	**A**
17	inheritance-017	**C**	42	inheritance-042	**C**
18	inheritance-018	**D**	43	inheritance-043	**B**
19	inheritance-019	**C**	44	inheritance-044	**D**
20	inheritance-020	**D**	45	inheritance-045	**C**
21	inheritance-021	**B**	46	inheritance-046	**A**
22	inheritance-022	**C**	47	inheritance-047	**D**
23	inheritance-023	**D**	48	inheritance-048	**B**
24	inheritance-024	**B**	49	inheritance-049	**A**
25	inheritance-025	**A**	50	inheritance-050	**C**

課目6　相続・事業承継設計

解答・解説（50問）

第1問　inheritance-001　相続・相続税の基礎控除

正答 D　4,800万円

相続税の計算では、相続を放棄した人も法定相続人の数に含めます。法定相続人は3人なので、3,000万円 ＋ 600万円 × 3人 ＝ 4,800万円です。

計算・判断の手順

1. 遺産に係る基礎控除額 ＝ 3,000万円 ＋ 600万円 × 法定相続人の数
2. 法定相続人の数：配偶者1人 ＋ 子2人（放棄した子も含む）＝ 3人
3. 3,000万円 ＋ 600万円 × 3人 ＝ 4,800万円

選択肢ごとの説明

× **A**　4,200万円
相続を放棄した子を人数から除いています（2人で計算）。

× **B**　3,600万円
配偶者だけ（1人）で計算しています。

× **C**　5,400万円
法定相続人を4人と数えています。

○ **D**　4,800万円
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 法定相続人の数に含める養子の数には制限があります（実子がいる場合は1人まで、いない場合は2人まで）。
- 死亡保険金・死亡退職金の非課税限度額（500万円 × 法定相続人の数）も、放棄した人を含めた人数で計算します。ただし、放棄した人が受け取った保険金には非課税の適用がありません。

根拠と基準日

- 相続税法 第15条第1項（遺産に係る基礎控除）
- 相続税法 第15条第2項（法定相続人の数は、相続の放棄がなかったものとして数える）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月10日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第2問　inheritance-002　相続・法定相続分

正答 C　1/8

配偶者と兄弟姉妹が相続人の場合、配偶者が3/4、兄弟姉妹全体が1/4です。兄2人で1/4を等分するので、1人あたり1/8です。

計算・判断の手順

1. 子も直系尊属もいないので、兄弟姉妹が第3順位の相続人になります。
2. 法定相続分：配偶者 3/4、兄弟姉妹全体 1/4
3. 兄1人あたり：1/4 × 1/2 ＝ 1/8

選択肢ごとの説明

× A　1/4
兄弟姉妹全体の相続分を、1人分と取り違えています。

× B　1/6
配偶者と直系尊属が相続人の場合の、直系尊属全体の相続分（1/3）を2人で分けています。

○ C　1/8
これが正解です。

× D　1/2
配偶者と兄弟姉妹全体で等分したと考えています。

あわせて覚えたいポイント

- 父母の一方だけを同じくする兄弟姉妹（半血）の相続分は、全血の兄弟姉妹の1/2です。
- 兄弟姉妹には遺留分がありません。
- 兄弟姉妹が相続した場合、相続税額は2割加算の対象です。

根拠と基準日

- 民法 第889条第1項第2号（兄弟姉妹の相続順位）
- 民法 第890条（配偶者の相続権）
- 民法 第900条第3号・第4号（配偶者と兄弟姉妹の法定相続分、兄弟姉妹間は均等）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月10日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第3問　inheritance-003　相続・相続時精算課税

正答 A　78万円

相続時精算課税では、基礎控除110万円を差し引いた後、特別控除2,500万円を控除し、残りに20%を掛けます。(3,000万円−110万円−2,500万円)×20%＝78万円です。

計算・判断の手順

1. 基礎控除（毎年）：3,000万円 − 110万円 ＝ 2,890万円
2. 特別控除（累計2,500万円まで）：2,890万円 − 2,500万円 ＝ 390万円
3. 贈与税額：390万円 × 20% ＝ 78万円

第3問（inheritance-003）の続き

選択肢ごとの説明

○ **A**　78万円
これが正解です。

× **B**　100万円
基礎控除110万円を差し引いていません（(3,000万円－2,500万円) × 20%）。

× **C**　600万円
控除を何も差し引いていません。

× **D**　0円
特別控除2,500万円を超える部分には、20%の贈与税がかかります。

あわせて覚えたいポイント

- 基礎控除110万円は2024年1月1日以後の贈与から設けられたもので、受贈者（相続時精算課税適用者）1人につき、その年の贈与について110万円です。同じ年に2人以上の特定贈与者から贈与を受けた場合は、110万円を、特定贈与者ごとの贈与税の課税価格の割合であん分して控除します（例：父から600万円、母から400万円なら、父の分66万円・母の分44万円）。
- 贈与者は贈与の年の1月1日に60歳以上の父母・祖父母など、受贈者は18歳以上の子・孫などの推定相続人です。
- 相続時精算課税を一度選択すると、その贈与者からの贈与について暦年課税に戻すことはできません。

根拠と基準日

- 相続税法 第21条の9第1項（相続時精算課税の選択（贈与者60歳以上、受贈者18歳以上の推定相続人））
- 相続税法 第21条の11の2第1項（相続時精算課税の基礎控除（相続税法本則では60万円））
- 租税特別措置法 第70条の3の2第1項（2024年1月1日以後の贈与について、基礎控除を110万円とする特例）
- 租税特別措置法施行令 第40条の5の2（その年中に2人以上の特定贈与者から贈与を受けた場合、110万円を特定贈与者ごとの課税価格の割合であん分）
- 相続税法 第21条の12第1項（特別控除（累計2,500万円））
- 相続税法 第21条の13（税率20%）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第4問　inheritance-004　相続・小規模宅地等の特例

正答 D　5,280万円

特定居住用宅地等は、330㎡までの部分について評価額が80%減額されます。20万円×330㎡×80%＝5,280万円です。

計算・判断の手順

1. 特例の対象面積：330㎡まで（400㎡のうち330㎡）
2. 330㎡部分の評価額：20万円 × 330㎡ ＝ 6,600万円
3. 減額される金額：6,600万円 × 80% ＝ 5,280万円

第4問（inheritance-004）の続き

選択肢ごとの説明

× A　6,400万円
400㎡全体に80%を適用しています（8,000万円 × 80%）。

× B　3,300万円
減額割合を50%（貸付事業用宅地等の割合）で計算しています。

× C　2,720万円
特例を適用した後の評価額（8,000万円－5,280万円）です。

○ D　5,280万円
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 限度面積と減額割合：特定居住用宅地等 330㎡・80%、特定事業用宅地等 400㎡・80%、貸付事業用宅地等 200㎡・50%

根拠と基準日

- 租税特別措置法 第69条の4第1項・第2項第2号（特定居住用宅地等は330㎡まで、課税価格に算入する価額は100分の20（80%減額））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第5問　inheritance-005　相続・配偶者の税額軽減

正答 B　**配偶者が取得した正味の遺産額が、1億6千万円または配偶者の法定相続分相当額のいずれか多い金額までであれば、配偶者に相続税はかからない。**

配偶者が取得した正味の遺産額が、1億6千万円と配偶者の法定相続分相当額のいずれか多い金額までなら、配偶者に相続税はかかりません。

計算・判断の手順

1. 軽減の対象：配偶者の課税価格が「1億6千万円」と「配偶者の法定相続分相当額」のいずれか多い金額まで
2. 適用を受けるには、税額がゼロになる場合でも、相続税の申告書を提出する必要があります。

選択肢ごとの説明

× A　婚姻期間が20年以上の配偶者でなければ、適用を受けることができない。
配偶者の税額軽減に、婚姻期間の要件はありません（婚姻期間20年以上は、贈与税の配偶者控除の要件です）。

○ B　配偶者が取得した正味の遺産額が、1億6千万円または配偶者の法定相続分相当額のいずれか多い金額までであれば、配偶者に相続税はかからない。
これが正解です。

× C　軽減される金額の上限は、1億円である。
上限の基準は1億6千万円（または法定相続分相当額）です。

× D　軽減の結果、納付する相続税額が0円になる場合は、相続税の申告をしなくても適用を受けられる。
適用を受ける旨と計算の明細を記載した申告書などの提出が必要です。

第5問（inheritance-005）の続き

あわせて覚えたいポイント

- 申告期限までに分割されていない財産は、原則として軽減の対象になりません。申告期限から3年以内に分割すれば、対象になります。

根拠と基準日

- 相続税法 第19条の2第1項（配偶者に対する相続税額の軽減（1億6千万円と法定相続分相当額のいずれか多い金額））
- 相続税法 第19条の2第3項（申告書等への記載と書類の添付が適用の要件）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第6問　inheritance-006　相続・相続税の総額

正答 C　1,900万円

相続税の総額は、課税遺産総額を法定相続分どおりに取得したものとして各人の税額を計算し、合計して求めます。

計算・判断の手順

1. 配偶者の取得金額：1億2,000万円 × 1/2 ＝ 6,000万円 → 6,000万円 × 30% − 700万円 ＝ 1,100万円
2. 子1人の取得金額：1億2,000万円 × 1/4 ＝ 3,000万円 → 3,000万円 × 15% − 50万円 ＝ 400万円
3. 相続税の総額：1,100万円 ＋ 400万円 × 2人 ＝ 1,900万円

選択肢ごとの説明

× A　800万円
子2人の分（400万円 × 2人）だけを合計した誤りです。配偶者の分も含めて計算します。

× B　1,100万円
配偶者の分（1,100万円）だけを計算した誤りです。

○ C　1,900万円
これが正解です。

× D　3,100万円
課税遺産総額を法定相続分で分けずに、1億2,000万円に直接税率を掛けた誤りです（1億2,000万円 × 40% − 1,700万円 ＝ 3,100万円）。

あわせて覚えたいポイント

- 相続税の総額は、実際にどのように遺産を分けたかにかかわらず、法定相続分で取得したものとして計算します。
- 各人が納める相続税額は、相続税の総額を、実際に取得した財産の割合であん分して求めます。配偶者は、さらに配偶者の税額軽減を受けられます。

第6問（inheritance-006）の続き

根拠と基準日

- 相続税法 第16条（相続税の総額。課税遺産総額を法定相続分に応じて取得したものとした各取得金額に、税率（1,000万円以下10%、3,000万円以下15%、5,000万円以下20%、1億円以下30%など）を適用）
- 民法 第900条（法定相続分（配偶者と子が相続人の場合、配偶者1/2、子1/2を均分））
- 国税庁 タックスアンサー No.4155（相続税の税率（令和8年4月1日現在法令等））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第7問　inheritance-007　相続・贈与税（暦年課税・特例税率）

正答 B　**485,000円**

18歳以上の人が直系尊属（祖父母・父母など）から贈与を受けた財産には、特例税率が適用されます。基礎控除110万円を差し引いた後の390万円に、特例税率を適用します。

計算・判断の手順

1. 基礎控除後の課税価格：500万円 − 110万円 ＝ 390万円（租税特別措置法 第70条の2の4）
2. 特例税率：200万円以下の部分10%、200万円超400万円以下の部分15%（第70条の2の5第1項）
3. 贈与税額：200万円 × 10% ＋ 190万円 × 15% ＝ 20万円 ＋ 28万5,000円 ＝ 48万5,000円（速算表では 390万円 × 15% − 10万円）

選択肢ごとの説明

× A　390,000円
基礎控除後の課税価格390万円に10%を掛けた誤りです。超過累進税率なので、区分ごとに税率を掛けます。

○ B　485,000円
これが正解です。

× C　530,000円
一般税率で計算した誤りです（200万円 × 10% ＋ 100万円 × 15% ＋ 90万円 × 20% ＝ 53万円）。18歳以上の孫が祖父から受けた贈与には、特例税率を適用します。

× D　700,000円
基礎控除110万円を差し引かずに計算した誤りです（500万円に特例税率を適用すると70万円）。

あわせて覚えたいポイント

- 特例税率は、贈与を受けた年の1月1日に18歳以上の人が、直系尊属から贈与を受けた財産に適用されます。それ以外の贈与（兄弟姉妹からの贈与など）には、一般税率が適用されます（相続税法 第21条の7）。

根拠と基準日

- 租税特別措置法 第70条の2の4第1項（贈与税の基礎控除の特例（課税価格から110万円を控除））
- 租税特別措置法 第70条の2の5第1項（直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例（その年1月1日において18歳以上の者））
- 相続税法 第21条の7（贈与税の税率（一般税率））
- 国税庁 タックスアンサー No.4408（贈与税の計算と税率（暦年課税）（令和8年4月1日現在法令等））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第8問　inheritance-008　相続・相続税額の2割加算

正答 D　被相続人の兄弟姉妹

被相続人の一親等の血族（代襲相続人となった孫を含む）と配偶者以外の人は、相続税額に2割が加算されます。兄弟姉妹は二親等の血族なので、2割加算の対象です。

計算・判断の手順

1. 2割加算の対象外：被相続人の一親等の血族（父母・子。代襲して相続人となった直系卑属を含む）と配偶者（相続税法 第18条第1項）
2. 兄弟姉妹は二親等の血族で、一親等の血族にも配偶者にも当たらないため、2割加算の対象

選択肢ごとの説明

× A　被相続人の配偶者
配偶者は、2割加算の対象外です。

× B　被相続人の子
子は一親等の血族で、2割加算の対象外です。

× C　被相続人の子が相続開始前に死亡したため、代襲して相続人となった孫
子が相続開始以前に死亡したため代襲して相続人となった孫は、一親等の血族に含まれ、2割加算の対象外です。

○ D　被相続人の兄弟姉妹
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 被相続人の孫が被相続人の養子になっている場合（代襲相続人である場合を除く）は、2割加算の対象になります（相続税法 第18条第2項）。

根拠と基準日

- 相続税法 第18条（一親等の血族（代襲相続人となった直系卑属を含む）及び配偶者以外の者の相続税額は、2割を加算。孫養子は原則として一親等の血族に含まない）
- 国税庁 タックスアンサー No.4157（相続税額の2割加算（令和8年4月1日現在法令等））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第9問　inheritance-009　相続・遺留分

正答 B　1,500万円

配偶者と子が相続人の場合、遺留分全体の割合は2分の1です。これに各自の法定相続分（子1人は4分の1）を掛けた8分の1が、子1人の遺留分の割合です。

計算・判断の手順

1. 遺留分全体の割合：直系尊属のみが相続人である場合以外なので 1/2（民法 第1042条第1項第2号）
2. 子1人の法定相続分：1/2 × 1/2 ＝ 1/4（民法 第900条）
3. 子1人の遺留分：1億2,000万円 × 1/2 × 1/4 ＝ 1,500万円（第1042条第2項）

第9問（inheritance-009）の続き

選択肢ごとの説明

× A　1,000万円
遺留分全体の割合を、直系尊属のみが相続人の場合の3分の1で計算した誤りです（1億2,000万円 × 1/3 × 1/4 ＝ 1,000万円）。

○ B　1,500万円
これが正解です。

× C　3,000万円
法定相続分（1/4）をそのまま使い、遺留分の割合（1/2）を掛けていない誤りです。

× D　6,000万円
遺留分全体（1億2,000万円 × 1/2）を、子1人の遺留分とした誤りです。

あわせて覚えたいポイント

- 兄弟姉妹には遺留分はありません（民法 第1042条第1項）。

根拠と基準日

- 民法 第1042条（兄弟姉妹以外の相続人の遺留分。直系尊属のみが相続人の場合1/3、それ以外は1/2。相続人が数人あるときは各自の法定相続分を乗じる）
- 民法 第900条（法定相続分）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第10問　inheritance-010　相続・遺言（自筆証書遺言・検認）

正答 A　**法務局（遺言書保管所）に保管されている自筆証書遺言は、相続開始後、家庭裁判所の検認を受ける必要がない。**

遺言書保管法により法務局に保管されている自筆証書遺言には、家庭裁判所の検認の規定（民法 第1004条第1項）が適用されません。

計算・判断の手順

1. 遺言書保管所に保管されている遺言書には、民法 第1004条第1項（検認）の規定を適用しない（法務局における遺言書の保管等に関する法律 第11条）

第10問（inheritance-010）の続き

選択肢ごとの説明

○ **A**　法務局（遺言書保管所）に保管されている自筆証書遺言は、相続開始後、家庭裁判所の検認を受ける必要がない。
これが正解です。

× **B**　自筆証書遺言に添付する相続財産の目録も、遺言者が全文を自書しなければならない。
自筆証書に添付する相続財産の目録は、自書することを要しません。その場合、目録の毎葉（両面に自書でない記載があるときは両面）に署名し、印を押します（民法 第968条第2項）。

× **C**　公正証書遺言も、相続開始後、家庭裁判所の検認を受けなければならない。
公正証書による遺言は、検認の規定が適用されません（民法 第1004条第2項）。

× **D**　自筆証書遺言には、日付を記載する必要はない。
自筆証書遺言は、遺言者が全文・日付・氏名を自書し、印を押さなければなりません（民法 第968条第1項）。

あわせて覚えたいポイント

- 法務局に保管されていない自筆証書遺言は、保管者または発見した相続人が、相続の開始を知った後、遅滞なく家庭裁判所に提出して検認を請求しなければなりません（民法 第1004条第1項）。

根拠と基準日

- 法務局における遺言書の保管等に関する法律 第11条（遺言書保管所に保管されている遺言書には、民法第1004条第1項（検認）を適用しない）
- 民法 第968条（自筆証書遺言（全文・日付・氏名の自書と押印。財産目録は自書不要、毎葉に署名押印））
- 民法 第1004条（遺言書の検認（公正証書遺言は除く））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第11問　inheritance-011　相続・法定相続分（配偶者と直系尊属）

正答 B　**1/6**

配偶者と直系尊属が相続人の場合、配偶者が2/3、直系尊属が1/3です。直系尊属が2人なら、1/3を均等に分けて1人1/6です。

計算・判断の手順

1. 配偶者：2/3、直系尊属：1/3（民法 第900条第2号）
2. 父母2人で均分：1/3 ÷ 2 ＝ 1/6（同条第4号）

第11問（inheritance-011）の続き

選択肢ごとの説明

× A　1/4
配偶者と兄弟姉妹の場合の兄弟姉妹全体の相続分（1/4）と混同した誤りです。

○ B　1/6
これが正解です。

× C　1/3
直系尊属全体の相続分です。父母2人で均等に分けます。

× D　1/8
配偶者と兄弟姉妹2人が相続人の場合の、兄弟姉妹1人あたりの相続分（1/4 ÷ 2）と混同した誤りです。

あわせて覚えたいポイント

- 子がいる場合は、直系尊属は相続人になりません（民法 第889条第1項）。

根拠と基準日

- 民法 第900条（配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者2/3、直系尊属1/3。直系尊属が数人あるときは相等しい）
- 民法 第889条第1項（子がない場合に、直系尊属、兄弟姉妹の順位で相続人となる）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第12問　inheritance-012　相続・代襲相続

正答 D　**兄弟姉妹が相続人となるべき場合に、その兄弟姉妹が相続開始以前に死亡していたときは、その子（甥・姪）が代襲して相続人となるが、甥・姪の子が再代襲することはない。**

兄弟姉妹の代襲相続は、その子（甥・姪）までです。子の代襲（第887条）と異なり、再代襲の規定は準用されていません。

計算・判断の手順

1. 子の代襲：子が相続開始以前に死亡・欠格・廃除で相続権を失ったときは、その子が代襲（民法 第887条第2項）。再代襲もある（同条第3項）
2. 兄弟姉妹の代襲：第887条第2項のみを準用（第889条第2項）→ 甥・姪まで
3. 代襲相続人の相続分：被代襲者が受けるべきであったものと同じ（第901条）

第12問（inheritance-012）の続き

選択肢ごとの説明

✕ A　子が相続の放棄をした場合、その子の子（被相続人の孫）が代襲して相続人となる。
相続の放棄は代襲原因ではありません（代襲原因は、相続開始以前の死亡、欠格、廃除）。放棄した者は初めから相続人とならなかったものとみなされます（第939条）。

✕ B　子を代襲する孫も相続開始以前に死亡していた場合、ひ孫が再代襲することはできない。
子の代襲者（孫）について、再代襲の規定があります（第887条第3項）。

✕ C　代襲相続人の相続分は、被代襲者が受けるべきであった相続分とは異なる。
代襲相続人の相続分は、被代襲者が受けるべきであった相続分と同じです（第901条）。

○ D　兄弟姉妹が相続人となるべき場合に、その兄弟姉妹が相続開始以前に死亡していたときは、その子（甥・姪）が代襲して相続人となるが、甥・姪の子が再代襲することはない。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 代襲相続人となる孫は、被相続人の直系卑属でなければなりません（第887条第2項ただし書）。

根拠と基準日

- 民法 第887条（子の代襲相続（死亡・欠格・廃除）、再代襲）
- 民法 第889条第2項（兄弟姉妹の代襲について第887条第2項を準用（第3項は準用しない））
- 民法 第901条（代襲相続人の相続分は、被代襲者が受けるべきであったものと同じ）
- 民法 第939条（相続の放棄をした者は、初めから相続人とならなかったものとみなす）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第13問　inheritance-013　相続・相続の放棄・限定承認

正答 C　**相続の放棄をするには家庭裁判所に申述しなければならず、相続の放棄をした者は、その相続に関しては初めから相続人とならなかったものとみなされる。**

相続の放棄は家庭裁判所への申述によって行い、放棄した者は初めから相続人とならなかったものとみなされます。

計算・判断の手順

1. 相続の放棄の方式：家庭裁判所に申述（民法 第938条）
2. 相続の放棄の効力：初めから相続人とならなかったものとみなす（第939条）
3. 限定承認：相続人が数人あるときは、共同相続人の全員が共同してのみできる（第923条）
4. 熟慮期間：自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内（第915条第1項）

第13問（inheritance-013）の続き

選択肢ごとの説明

× A　相続の放棄は、他の共同相続人全員の同意書があれば、家庭裁判所への申述をしなくてもよい。
相続の放棄は、家庭裁判所に申述しなければなりません。

× B　限定承認は、共同相続人のうちの1人が単独ですることができる。
限定承認は、共同相続人全員が共同してのみすることができます。

○ C　相続の放棄をするには家庭裁判所に申述しなければならず、相続の放棄をした者は、その相続に関しては初めから相続人とならなかったものとみなされる。
これが正解です。

× D　相続の承認または放棄は、相続の開始があったことを知った時から6か月以内にしなければならない。
期間は、相続の開始があったことを知った時から3か月以内です（家庭裁判所で伸長できる）。

あわせて覚えたいポイント

- 相続税の遺産に係る基礎控除額を計算するときの「法定相続人の数」は、相続の放棄があっても、放棄がなかったものとした場合の相続人の数です（inheritance-001 参照）。

根拠と基準日

- 民法 第915条第1項（自己のために相続の開始があったことを知った時から3箇月以内に承認又は放棄）
- 民法 第923条（相続人が数人あるときは、限定承認は共同相続人の全員が共同してのみすることができる）
- 民法 第938条・第939条（相続の放棄は家庭裁判所に申述。放棄した者は初めから相続人とならなかったものとみなす）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第14問　inheritance-014　相続・相続に関する期限

正答 A　**相続税の申告書は、相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内に提出しなければならない。**

相続税の申告書は、相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内に提出します。

計算・判断の手順

1. 相続税の申告期限：相続の開始があったことを知った日の翌日から10月以内（相続税法 第27条第1項）
2. 相続の承認・放棄：知った時から3か月以内（民法 第915条第1項）
3. 遺留分侵害額の請求権：知った時から1年、相続開始の時から10年（民法 第1048条）

第14問（inheritance-014）の続き

選択肢ごとの説明

○ **A**　相続税の申告書は、相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内に提出しなければならない。
これが正解です。

× **B**　遺留分侵害額の請求権は、遺留分権利者が相続の開始及び遺留分を侵害する贈与又は遺贈があったことを知った時から3年間行使しないときに、時効によって消滅する。
遺留分侵害額の請求権は、知った時から1年間行使しないときに時効によって消滅します。

× **C**　相続の放棄は、相続の開始があったことを知った時から6か月以内にしなければならない。
相続の放棄の期間は、知った時から3か月以内です。

× **D**　遺留分侵害額の請求権は、遺留分権利者が知っていたかどうかにかかわらず、相続開始の時から1年を経過すると消滅する。
相続開始の時から経過で消滅するのは10年です。

あわせて覚えたいポイント

- 年の中途で死亡した人の所得税の準確定申告の期限は、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月を経過した日の前日です（tax-020 参照）。

根拠と基準日

- 相続税法 第27条第1項（相続の開始があったことを知った日の翌日から10月以内に申告書を提出）
- 民法 第915条第1項（相続の承認又は放棄は、知った時から3箇月以内）
- 民法 第1048条（遺留分侵害額の請求権は、知った時から1年間、相続開始の時から10年で消滅）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第15問　inheritance-015　相続・配偶者居住権

正答 B　**被相続人の配偶者は、相続開始の時に被相続人の財産に属した建物に居住していた場合、遺産の分割または遺贈によって、その建物の全部について無償で使用・収益をする権利（配偶者居住権）を取得することができる。**

相続開始時に被相続人所有の建物に住んでいた配偶者は、遺産の分割または遺贈によって、その建物の全部を無償で使用・収益できる配偶者居住権を取得できます。

計算・判断の手順

1. 配偶者居住権の取得：遺産の分割によって取得するものとされたとき、または遺贈の目的とされたとき（民法第1028条第1項）
2. 内容：居住建物の全部について無償で使用及び収益をする権利（同項）
3. 取得できない場合：被相続人が居住建物を配偶者以外の者と共有していたとき（同項ただし書）

第15問（inheritance-015）の続き

選択肢ごとの説明

× A　配偶者居住権は、居住建物の一部についてのみ設定され、使用の対価を支払う必要がある。
配偶者居住権は、居住建物の全部について、無償で使用・収益をする権利です。

○ B　被相続人の配偶者は、相続開始の時に被相続人の財産に属した建物に居住していた場合、遺産の分割または遺贈によって、その建物の全部について無償で使用・収益をする権利（配偶者居住権）を取得することができる。
これが正解です。

× C　被相続人が相続開始の時に居住建物を配偶者以外の者と共有していた場合でも、配偶者居住権を取得できる。
被相続人が居住建物を配偶者以外の者と共有していた場合は、配偶者居住権を取得できません。

× D　配偶者居住権は、遺産の分割では取得できず、遺贈によってのみ取得できる。
遺産の分割によっても取得できます。

あわせて覚えたいポイント

- 居住建物が配偶者の財産に属することになった場合でも、他の者がその共有持分を有するときは、配偶者居住権は消滅しません（第1028条第2項）。

根拠と基準日

- 民法 第1028条（配偶者居住権（遺産の分割又は遺贈による取得、居住建物の全部について無償で使用及び収益、配偶者以外の者との共有の場合は取得できない））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第16問　inheritance-016　相続・遺産分割前の預貯金の払戻し

正答 A　75万円

各共同相続人は、預貯金債権の額の3分の1に自分の法定相続分を掛けた額（金融機関ごとに150万円が限度）まで、単独で払戻しを受けられます。

計算・判断の手順

1. 計算式：相続開始時の預貯金債権の額 × 1/3 × 法定相続分（民法 第909条の2）
2. 子1人の法定相続分：1/2 × 1/2 ＝ 1/4
3. 900万円 × 1/3 × 1/4 ＝ 75万円（法務省令の限度額150万円以下）

第16問（inheritance-016）の続き

選択肢ごとの説明

○ **A**　75万円
これが正解です。

× **B**　150万円
金融機関ごとの限度額（150万円）です。本問は計算した額（75万円）が限度額を下回ります。

× **C**　225万円
3分の1を掛けていない誤りです（900万円 × 1/4）。

× **D**　300万円
法定相続分を掛けていない誤りです（900万円 × 1/3）。

あわせて覚えたいポイント

- 単独で払戻しを受けた預貯金債権は、その共同相続人が遺産の一部の分割により取得したものとみなされます（第909条の2後段）。

根拠と基準日

- 民法 第909条の2（各共同相続人は、預貯金債権のうち相続開始時の債権額の3分の1に法定相続分を乗じた額（法務省令で定める額が限度）を単独で行使できる）
- 民法第九百九条の二に規定する法務省令で定める額を定める省令（法務省令で定める額は150万円（預貯金債権の債務者ごと））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第17問　inheritance-017　相続・贈与税の配偶者控除

正答 C　**530,000円**

配偶者控除（最高2,000万円）と基礎控除（110万円）を差し引いた後の390万円に、一般税率を適用します（夫婦間の贈与は直系尊属からの贈与ではないため、特例税率は使いません）。

計算・判断の手順

1. 課税価格：2,500万円 − 2,000万円（配偶者控除）− 110万円（基礎控除）＝ 390万円（相続税法 第21条の6、租税特別措置法 第70条の2の4）
2. 一般税率：200万円 × 10% ＋ 100万円 × 15% ＋ 90万円 × 20% ＝ 53万円（相続税法 第21条の7）

第17問（inheritance-017）の続き

選択肢ごとの説明

× A　390,000円
課税価格390万円に10%を掛けた誤りです。超過累進税率なので、区分ごとに税率を掛けます。

× B　485,000円
特例税率（直系尊属から18歳以上の者への贈与に適用）で計算した誤りです。夫からの贈与には一般税率を適用します。

○ C　530,000円
これが正解です。

× D　850,000円
基礎控除110万円を差し引かずに計算した誤りです（500万円に一般税率を適用すると85万円）。

あわせて覚えたいポイント

- 配偶者控除は、婚姻期間が20年以上の配偶者からの居住用不動産（またはその取得のための金銭）の贈与が対象で、同じ配偶者からの贈与については一生に一度しか適用を受けられません（相続税法 第21条の6第1項、国税庁 No.4452）。

根拠と基準日

- 相続税法 第21条の6（婚姻期間20年以上の配偶者から居住用不動産又は金銭を取得した場合、課税価格から2,000万円を控除）
- 租税特別措置法 第70条の2の4第1項（贈与税の基礎控除110万円）
- 相続税法 第21条の7（贈与税の税率（一般税率））
- 国税庁 タックスアンサー No.4452（夫婦の間で居住用の不動産を贈与したときの配偶者控除（令和8年4月1日現在法令等））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第18問　inheritance-018　相続・相続税の債務控除・葬式費用

正答 D　**被相続人が生前に購入した墓地の未払代金は、控除できない。**

墓所などの非課税財産の取得・維持・管理のために生じた債務は、債務控除の対象になりません。

計算・判断の手順

1. 控除できるもの：被相続人の債務で相続開始の際現に存するもの（公租公課を含む）、被相続人に係る葬式費用（相続税法 第13条第1項）
2. 控除できないもの：非課税財産（墓所・霊びょう・祭具など）の取得・維持・管理のために生じた債務（同条第3項、第12条第1項第2号）

第18問（inheritance-018）の続き

選択肢ごとの説明

× A　被相続人の未払いの固定資産税は、公租公課であるため控除できない。
被相続人の債務には公租公課を含みます。未払いの固定資産税は控除できます。

× B　被相続人の葬式費用は、控除できない。
被相続人に係る葬式費用は控除できます。

× C　香典返しのためにかかった費用は、葬式費用として控除できる。
香典返しのためにかかった費用は、葬式費用として控除できません（国税庁 No.4129）。

○ D　被相続人が生前に購入した墓地の未払代金は、控除できない。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 墓石や墓地の買入れのためにかかった費用も、葬式費用には含まれません（国税庁 No.4129）。

根拠と基準日

- 相続税法 第13条第1項・第3項（債務控除（公租公課を含む債務、葬式費用）。第12条第1項第2号・第3号の非課税財産の取得・維持・管理のために生じた債務は控除しない）
- 国税庁 タックスアンサー No.4129（相続財産から控除できる葬式費用（香典返しの費用、墓石・墓地の買入れ費用などは含まれない）（令和8年4月1日現在法令等））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第19問　inheritance-019　相続・財産評価（貸家建付地）

正答 C　4,740万円

貸家建付地の価額は、自用地としての価額から「自用地としての価額 × 借地権割合 × 借家権割合 × 賃貸割合」を差し引いて求めます。

計算・判断の手順

1. 差し引く額：6,000万円 × 70% × 30% × 100% ＝ 1,260万円
2. 貸家建付地の価額：6,000万円 − 1,260万円 ＝ 4,740万円

選択肢ごとの説明

× A　1,800万円
自用地としての価額に借家権割合を掛けた額です（6,000万円 × 30%）。

× B　4,200万円
自用地としての価額から借家権割合（30%）分だけを差し引いた誤りです（6,000万円 × (1 − 30%)）。借地権割合も掛けます。

○ C　4,740万円
これが正解です。

× D　6,000万円
自用地としての価額のままです。貸家の敷地は、借家人の権利の分だけ評価が下がります。

第19問（inheritance-019）の続き

あわせて覚えたいポイント

- 借地権割合と借家権割合は、国税庁ホームページで公表されています（国税庁 No.4614）。

根拠と基準日

- 国税庁 タックスアンサー No.4614（貸家建付地の価額 ＝ 自用地としての価額 − 自用地としての価額 × 借地権割合 × 借家権割合 × 賃貸割合（令和8年4月1日現在法令等。財産評価基本通達に基づく））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第20問　inheritance-020　相続・特別の寄与（特別寄与料）

正答 D　**相続人ではない被相続人の親族が、無償で療養看護その他の労務の提供をして被相続人の財産の維持または増加について特別の寄与をした場合、相続人に対して特別寄与料の支払を請求することができる。**

相続人ではない被相続人の親族（例：被相続人の子の配偶者）が、無償の療養看護などで特別の寄与をした場合は、相続人に対して特別寄与料を請求できます。

計算・判断の手順

1. 特別寄与者：被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をし、財産の維持・増加について特別の寄与をした被相続人の親族（相続人、相続の放棄をした者、欠格・廃除で相続権を失った者を除く）（民法 第1050条第1項）
2. 家庭裁判所への請求：相続の開始及び相続人を知った時から6か月、または相続開始の時から1年を経過したときはできない（同条第2項ただし書）

選択肢ごとの説明

× A　相続人も、被相続人の療養看護に努めた場合は、特別寄与料の支払を請求することができる。
特別寄与者から、相続人は除かれています。

× B　被相続人の親族でない友人も、無償で療養看護をして特別の寄与をした場合は、特別寄与料の支払を請求することができる。
特別寄与者は、被相続人の親族に限られます。

× C　特別寄与料について協議が調わないときは、相続開始の時から5年以内であれば、いつでも家庭裁判所に処分を請求することができる。
家庭裁判所への請求は、相続の開始及び相続人を知った時から6か月、相続開始の時から1年を経過するとできません。

○ D　相続人ではない被相続人の親族が、無償で療養看護その他の労務の提供をして被相続人の財産の維持または増加について特別の寄与をした場合、相続人に対して特別寄与料の支払を請求することができる。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 特別寄与料の額は、被相続人が相続開始の時に有した財産の価額から遺贈の価額を控除した残額を超えることができません（第1050条第4項）。

第20問（inheritance-020）の続き

根拠と基準日

- 民法 第1050条（特別の寄与（相続人以外の親族、無償の療養看護等、特別寄与料の請求、家庭裁判所への請求期間））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第21問　inheritance-021　相続・相続人の数に算入する養子の数

正答 B　4,800万円

相続税の基礎控除額を計算するときの「相続人の数」に算入する養子の数は、実子がいる場合は1人までです。

計算・判断の手順

1. 法定相続人の数に算入する養子：実子がいるので1人まで（相続税法 第15条第2項第1号）
2. 相続人の数：配偶者1人 ＋ 実子1人 ＋ 養子1人 ＝ 3人
3. 基礎控除額：3,000万円 ＋ 600万円 × 3人 ＝ 4,800万円

選択肢ごとの説明

× **A**　4,200万円
養子を1人も算入しなかった誤りです（3,000万円 ＋ 600万円 × 2人）。

○ **B**　4,800万円
これが正解です。

× **C**　5,400万円
養子2人をそのまま算入した誤りです（3,000万円 ＋ 600万円 × 4人）。

× **D**　3,600万円
配偶者を数えなかった誤りです（3,000万円 ＋ 600万円 × 1人）。

あわせて覚えたいポイント

- 実子がいない場合は、養子は2人まで算入します（第15条第2項第2号）。

根拠と基準日

- 相続税法 第15条（遺産に係る基礎控除額（3,000万円＋600万円×相続人の数）。相続人の数に算入する養子の数は、実子がある場合1人、実子がない場合2人まで）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第22問　inheritance-022　相続・遺産分割の禁止

正答 C　**被相続人は、遺言で、相続開始の時から5年を超えない期間を定めて、遺産の分割を禁ずることができる。**

被相続人は、遺言で、相続開始の時から5年を超えない期間を定めて、遺産の分割を禁止できます。

計算・判断の手順

1. 遺言による分割禁止：相続開始の時から5年を超えない期間（民法 第908条第1項）
2. 共同相続人の契約による分割禁止：5年以内の期間（終期は相続開始の時から10年を超えられない）（同条第2項）
3. 分割禁止がない限り、共同相続人は、いつでも協議で遺産の全部または一部を分割できる（第907条第1項）

選択肢ごとの説明

× A　被相続人は、遺言で、期間の制限なく遺産の分割を禁止することができる。
遺言で禁止できる期間は、相続開始の時から5年を超えない期間です。

× B　共同相続人は、遺産の分割をしない旨の契約をすることはできない。
共同相続人は、5年以内の期間を定めて、分割をしない旨の契約をすることができます（第908条第2項）。

○ C　被相続人は、遺言で、相続開始の時から5年を超えない期間を定めて、遺産の分割を禁ずることができる。
これが正解です。

× D　遺産の分割は、相続開始の時から10年が経過するまでは、することができない。
分割の禁止がない限り、共同相続人はいつでも協議で分割できます（第907条第1項）。

あわせて覚えたいポイント

- 遺産分割の協議が調わないときは、各共同相続人は、家庭裁判所に分割を請求できます（第907条第2項）。

根拠と基準日

- 民法 第907条（遺産の分割の協議・家庭裁判所への請求）
- 民法 第908条（遺言による分割の禁止（5年を超えない期間）、共同相続人の契約による分割の禁止（5年以内、終期は相続開始から10年まで））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第23問　inheritance-023　相続・相続税の未成年者控除

正答 D　**30万円**

未成年者控除の額は、10万円に、18歳に達するまでの年数を掛けた額です。年数に1年未満の端数があるときは1年とします。

計算・判断の手順

1. 18歳に達するまでの年数：2年9か月 → 端数を切り上げて3年（相続税法 第19条の3第1項）
2. 未成年者控除の額：10万円 × 3年 ＝ 30万円

第23問（inheritance-023）の続き

選択肢ごとの説明

× A　20万円
1年未満の端数を切り捨てた誤りです（10万円 × 2年）。端数は1年とします。

× B　27.5万円
月数で按分した誤りです（10万円 × 2.75年）。1年未満の端数は1年とします。

× C　未成年者控除は受けられない
18歳未満の相続人なので、未成年者控除の対象です。

○ D　30万円
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 控除額がその人の相続税額を超える場合は、超える部分を扶養義務者の相続税額から控除できます（第19条の3第2項）。

根拠と基準日

- 相続税法 第19条の3（未成年者控除（18歳未満の相続人、10万円×18歳に達するまでの年数〔1年未満の端数は1年〕）。控除しきれない額は扶養義務者から控除）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第24問　inheritance-024　相続・相続税の障害者控除

正答 B　700万円

障害者控除の額は、10万円（特別障害者は20万円）に、85歳に達するまでの年数を掛けた額です。

計算・判断の手順

1. 85歳に達するまでの年数：85歳 − 50歳 ＝ 35年（相続税法 第19条の4第1項）
2. 障害者控除の額：20万円 × 35年 ＝ 700万円

選択肢ごとの説明

× A　350万円
一般の障害者の金額（10万円）で計算した誤りです。特別障害者は20万円です。

○ B　700万円
これが正解です。

× C　1,050万円
1年あたり30万円で計算した誤りです。

× D　0円
相続人で障害者に該当するので、障害者控除を受けられます。

あわせて覚えたいポイント

- 未成年者控除と同じく、年数に1年未満の端数があるときは1年とします（第19条の4第1項）。

第24問（inheritance-024）の続き

根拠と基準日

- 相続税法 第19条の4（障害者控除（10万円〔特別障害者は20万円〕×85歳に達するまでの年数））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第25問　inheritance-025　相続・贈与税の申告期限

正答 A　2027年2月1日から3月15日まで

贈与税の申告書は、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までに提出します。

計算・判断の手順

1. 提出期間：その年の翌年2月1日から3月15日まで（相続税法 第28条第1項）

選択肢ごとの説明

○ A　2027年2月1日から3月15日まで
これが正解です。

× B　2027年1月1日から3月31日まで
贈与税の申告期間は、翌年2月1日から3月15日までです。

× C　贈与を受けた日の翌日から10か月以内
10か月以内は、相続税の申告期限（相続の開始があったことを知った日の翌日から）です（inheritance-014 参照）。

× D　贈与を受けた日の翌日から4か月以内
4か月以内は、準確定申告の期限です（tax-020 参照）。

あわせて覚えたいポイント

- 相続時精算課税の適用を受ける財産も、基礎控除後の課税価格がある場合は申告が必要です（第28条第1項）。

根拠と基準日

- 相続税法 第28条第1項（贈与税の申告書は、その年の翌年2月1日から3月15日までに提出）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第26問　inheritance-026　相続・包括遺贈

正答 D　包括受遺者は、相続人と同一の権利義務を有する。

遺産の全部または一定割合を与える包括遺贈の受遺者（包括受遺者）は、相続人と同一の権利義務を有します。

計算・判断の手順

1. 包括受遺者は、相続人と同一の権利義務を有する（民法 第990条）

第26問（inheritance-026）の続き

選択肢ごとの説明

× A　包括受遺者は、被相続人の債務を承継することはない。
包括受遺者は相続人と同一の権利義務を有するため、債務も承継します。

× B　特定の財産だけを与える遺贈を、包括遺贈という。
特定の財産を与える遺贈は特定遺贈です。遺産の全部または一定割合を与えるのが包括遺贈です。

× C　包括受遺者は、遺産分割協議に参加することはできない。
包括受遺者は相続人と同一の権利義務を有するため、遺産分割協議に参加します。

○ D　包括受遺者は、相続人と同一の権利義務を有する。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 準確定申告の申告者となる「相続人」には、包括受遺者を含むとされています（国税庁 No.2022）。

根拠と基準日

- 民法 第990条（包括受遺者は、相続人と同一の権利義務を有する）
- 国税庁 タックスアンサー No.2022（準確定申告（相続人〔包括受遺者を含む〕が申告）（令和8年4月1日現在法令等））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第27問　inheritance-027　相続・取引相場のない株式の評価（配当還元方式）

正答 C　同族株主以外の株主が取得した株式は、会社の規模にかかわらず、原則的評価方式に代えて特例的な評価方式である配当還元方式で評価する。

同族株主以外の株主が取得した取引相場のない株式は、会社の規模にかかわらず、特例的な評価方式である配当還元方式で評価します。

計算・判断の手順

1. 同族株主等：原則的評価方式（会社の規模に応じた類似業種比準方式・純資産価額方式など）
2. 同族株主以外の株主：特例的な評価方式である配当還元方式（国税庁 No.4638）
3. 配当還元方式：1年間の配当金額を、一定の利率（10%）で還元して元本である株式の価額を評価する方法（同）

選択肢ごとの説明

× A　取引相場のない株式は、すべて純資産価額方式のみで評価する。
株主の区分や会社の規模に応じて、類似業種比準方式・純資産価額方式・配当還元方式などで評価します。

× B　同族株主等が取得した株式は、原則として配当還元方式で評価する。
同族株主等が取得した株式は、原則的評価方式で評価します。

○ C　同族株主以外の株主が取得した株式は、会社の規模にかかわらず、原則的評価方式に代えて特例的な評価方式である配当還元方式で評価する。
これが正解です。

× D　配当還元方式では、1年間の配当金額を20%の利率で還元して評価する。
配当還元方式で用いる利率は10%です。

第27問（inheritance-027）の続き

あわせて覚えたいポイント

- 取引相場のない株式の評価は、財産評価基本通達に定められています（国税庁 No.4638）。

根拠と基準日

- 国税庁 タックスアンサー No.4638（取引相場のない株式の評価（同族株主以外の株主は配当還元方式、1年間の配当金額を10パーセントで還元）（令和8年4月1日現在法令等））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第28問　inheritance-028　相続・公正証書遺言

正答 A　**証人2人以上の立会いがあり、遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授することが必要である。**

公正証書遺言は、証人2人以上の立会いのもとで、遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授するなどの方式に従って作成します。

計算・判断の手順

1. 公正証書遺言の方式：証人2人以上の立会いがあること、遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授すること（民法第969条第1項）
2. 公正証書は、公証人法の定めるところにより作成する（同条第2項）

選択肢ごとの説明

○ A　証人2人以上の立会いがあり、遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授することが必要である。
これが正解です。

× B　証人の立会いは不要である。
証人2人以上の立会いが必要です。

× C　公正証書遺言は、相続開始後に家庭裁判所の検認を受けなければならない。
公正証書遺言には、検認の規定は適用されません（民法 第1004条第2項、inheritance-010 参照）。

× D　遺言者が全文を自書しなければならない。
全文の自書が必要なのは、自筆証書遺言です（第968条第1項）。

あわせて覚えたいポイント

- 自筆証書遺言（第968条）・公正証書遺言（第969条）・秘密証書遺言（第970条）が、普通の方式の遺言です。

根拠と基準日

- 民法 第969条（公正証書遺言の方式（証人2人以上の立会い、遺言者による公証人への口授など））
- 民法 第1004条第2項（公正証書による遺言には、検認の規定を適用しない）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第29問　inheritance-029　相続・遺留分の放棄

正答 B　**相続の開始前における遺留分の放棄は、家庭裁判所の許可を受けたときに限り、その効力を生ずる。**

相続の開始前の遺留分の放棄は、家庭裁判所の許可を受けたときに限り効力を生じます。

計算・判断の手順

1. 相続開始前の遺留分の放棄：家庭裁判所の許可を受けたときに限り、その効力を生ずる（民法 第1049条第1項）
2. 共同相続人の1人のした遺留分の放棄は、他の各共同相続人の遺留分に影響を及ぼさない（同条第2項）

選択肢ごとの説明

× A　相続の開始前に遺留分を放棄する場合は、他の共同相続人全員の同意があれば足りる。
相続開始前の放棄には、家庭裁判所の許可が必要です。

○ B　相続の開始前における遺留分の放棄は、家庭裁判所の許可を受けたときに限り、その効力を生ずる。
これが正解です。

× C　共同相続人の1人が遺留分を放棄すると、他の共同相続人の遺留分はその分だけ増える。
遺留分の放棄は、他の共同相続人の遺留分に影響しません（第1049条第2項）。

× D　遺留分を放棄すると、相続の放棄をしたものとみなされ、相続人ではなくなる。
遺留分の放棄と相続の放棄は別のものです。相続の放棄は家庭裁判所への申述によって行います（第938条）。

あわせて覚えたいポイント

- 遺留分の割合については、inheritance-009 を参照してください（第1042条）。

根拠と基準日

- 民法 第1049条（相続開始前の遺留分の放棄は家庭裁判所の許可を受けたときに限り効力を生ずる。他の共同相続人の遺留分に影響しない）
- 民法 第938条（相続の放棄は家庭裁判所に申述）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第30問　inheritance-030　相続・相続税の延納

正答 D　**納付すべき相続税額が10万円を超え、かつ、納期限までに金銭で納付することを困難とする事由がある場合には、納税義務者の申請により、年賦延納の許可を受けることができる。**

延納は、相続税額が10万円を超え、金銭で一時に納付することが困難な場合に、申請により、税務署長の許可を受けて分割で納める制度です。

計算・判断の手順

1. 延納の要件：納付すべき相続税額が10万円を超え、かつ、納期限までに金銭で納付することを困難とする事由がある場合、納税義務者の申請により（相続税法 第38条第1項）
2. 延納期間：原則5年以内（不動産等の割合が10分の5以上の場合など、より長い期間の定めあり）（同項）

第30問（inheritance-030）の続き

選択肢ごとの説明

× A　延納は、納付すべき相続税額にかかわらず、申請すれば必ず許可される。
税務署長が要件を判断して許可します。

× B　延納の期間は、相続財産の内容にかかわらず、一律1年以内である。
延納の期間は原則5年以内で、不動産等の割合などに応じて長くなる場合があります。

× C　延納は、納付すべき相続税額が5万円を超えれば、金銭で納付できるかどうかにかかわらず申請できる。
延納の要件は、相続税額が10万円を超え、金銭で納付することが困難な事由がある場合です。

○ D　納付すべき相続税額が10万円を超え、かつ、納期限までに金銭で納付することを困難とする事由がある場合には、納税義務者の申請により、年賦延納の許可を受けることができる。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 延納できる額は、金銭で納付することを困難とする金額として政令で定める額が限度です（第38条第1項）。

根拠と基準日

- 相続税法 第38条第1項（延納の要件（相続税額10万円超、金銭納付困難）、延納期間（原則5年以内、不動産等の割合に応じて10年・15年など））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第31問　inheritance-031　相続・相次相続控除

正答 C　320万円

相次相続控除は、10年以内に2回相続があった場合に、第1次相続でかかった相続税の一部を第2次相続の相続税から控除する制度です。期間が長いほど、控除額は少なくなります（相続税法 第20条）。

計算・判断の手順

1. 式：A × C ÷ (B − A)〔100%が上限〕 × D ÷ C × (10 − E) ÷ 10
2. A（第1次相続でXさんが納付した相続税）＝800万円、B（第1次相続で取得した財産）＝8,000万円、C（第2次相続の財産の合計）＝D（Yさんの取得分）＝1億円
3. C ÷ (B − A) ＝ 1億円 ÷ 7,200万円 → 100%を超えるため100%
4. (10 − E)：10年から経過期間6年3か月を控除した3年9か月。1年未満の端数は1年とするため4年
5. 控除額：800万円 × 100% × 1億円/1億円 × 4/10 ＝ 320万円

第31問（inheritance-031）の続き

選択肢ごとの説明

× A　800万円
期間に応じた減額（4/10）を考慮していません。

× B　480万円
経過した年数（6年）の割合で計算した誤りです。残りの年数（4年）の割合で計算します。

○ C　320万円
これが正解です。

× D　約444万円
C ÷ (B − A)（約139%）に100%の上限を適用しなかった誤りです（800万円 × 1億円/7,200万円 × 4/10 ≒ 444万円）。

あわせて覚えたいポイント

- 第1次相続から第2次相続までの期間が10年を超える場合は、相次相続控除はありません。

根拠と基準日

- 相続税法 第20条（第二次相続の開始前十年以内に開始した第一次相続により財産を取得したことがあるとき。割合が百分の百を超える場合は百分の百。十年から控除した年数に一年未満の端数があるときは一年とする）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第32問　inheritance-032　相続・相続開始前の贈与の加算（加算対象期間の経過措置）

正答 A　**2026年（令和8年）12月31日までに相続が開始した場合、加算対象期間は相続開始前3年以内である。**

加算対象期間は、令和5年度税制改正で相続開始前3年以内から7年以内に延長されましたが、令和6年1月1日以後の贈与から適用されるため、段階的に延びます。2026年12月31日までの相続開始では、3年以内のままです（国税庁 No.4161）。

計算・判断の手順

1. 〜2026年（令和8年）12月31日の相続開始：相続開始前3年以内
2. 2027年（令和9年）1月1日〜2030年（令和12年）12月31日の相続開始：2024年（令和6年）1月1日〜相続開始日
3. 2031年（令和13年）1月1日以後の相続開始：相続開始前7年以内
4. 相続開始前3年以内より前（延長された期間）に取得した財産は、その合計額から100万円を控除した残額を加算（相続税法 第19条第1項）

第32問（inheritance-032）の続き

選択肢ごとの説明

○ **A**　2026年（令和8年）12月31日までに相続が開始した場合、加算対象期間は相続開始前3年以内である。
これが正解です。

× **B**　2026年中に相続が開始した場合でも、相続開始前7年以内の贈与がすべて加算される。
7年以内の加算は、令和6年1月1日以後の贈与に適用されます。2026年中の相続開始では、まだ3年以内です。

× **C**　2031年（令和13年）1月1日以後に相続が開始した場合も、加算対象期間は相続開始前3年以内である。
2031年1月1日以後の相続開始では、7年以内になります。

× **D**　加算対象期間のうち相続開始前3年以内より前に取得した財産は、総額100万円を控除せずに全額が加算される。
延長された期間の贈与財産は、合計額から100万円を控除して加算します。

あわせて覚えたいポイント

- 2027年（令和9年）以後に相続が開始すると、加算対象期間が3年を超え始めます。贈与の時期と相続開始の時期の組合せで加算の範囲が変わるため、注意が必要です。

根拠と基準日

- 相続税法 第19条第1項（相続の開始前七年以内に被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合は、その価額を課税価格に加算。三年以内に取得した財産以外の財産は、合計額から百万円を控除）
- 国税庁 タックスアンサー No.4161（加算対象期間：令和8年12月31日までの相続開始は3年以内、令和9年1月1日～令和12年12月31日は令和6年1月1日～死亡の日、令和13年1月1日以後は7年以内（令和8年4月1日現在法令等））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第33問　inheritance-033　相続・遺言の撤回

正答 D　**前の遺言が後の遺言と抵触するときは、その抵触する部分については、後の遺言で前の遺言を撤回したものとみなす。**

遺言者は、いつでも、遺言の方式に従って遺言の全部又は一部を撤回できます（民法 第1022条）。前の遺言と後の遺言が抵触する部分は、後の遺言で撤回したものとみなされます（第1023条第1項）。

計算・判断の手順

1. 撤回：いつでも、遺言の方式に従って（第1022条）
2. 抵触する遺言：抵触する部分は、後の遺言で前の遺言を撤回したものとみなす（第1023条第1項）。遺言後の生前処分と抵触する場合も同じ（同条第2項）
3. 撤回権の放棄：できない（第1026条）

第33問（inheritance-033）の続き

選択肢ごとの説明

× A　前の遺言と後の遺言の内容が抵触する場合は、前の遺言が優先する。
後の遺言が優先します（抵触する部分）。

× B　遺言の撤回は、公正証書遺言によらなければすることができない。
遺言の方式であればよく、公正証書遺言の撤回を自筆証書遺言で行うこともできます。

× C　遺言者は、遺言を撤回する権利を放棄することができる。
遺言を撤回する権利は放棄できません（第1026条）。

○ D　前の遺言が後の遺言と抵触するときは、その抵触する部分については、後の遺言で前の遺言を撤回したものとみなす。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 自筆証書遺言・公正証書遺言の方式は inheritance-010・028 を参照してください。

根拠と基準日

- 民法 第1022条・第1023条・第1026条（遺言者は、いつでも、遺言の方式に従って撤回できる。前の遺言が後の遺言と抵触するときは、抵触する部分は後の遺言で撤回したものとみなす。撤回権は放棄できない）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第34問　inheritance-034　相続・遺言能力

正答 B　15歳に達した者

15歳に達した者は、遺言をすることができます（民法 第961条）。未成年者の行為能力の制限の規定（第5条）は、遺言には適用されません（第962条）。

計算・判断の手順

1. 民法 第961条：十五歳に達した者は、遺言をすることができる
2. 民法 第962条：第5条（未成年者の法律行為）などの規定は、遺言については適用しない

選択肢ごとの説明

× A　18歳に達した者
18歳は成年年齢です。遺言は15歳からできます。

○ B　15歳に達した者
これが正解です。

× C　20歳に達した者
20歳ではありません。

× D　未成年者は、法定代理人の同意があれば年齢にかかわらず遺言できる
15歳未満は遺言できません。また、15歳以上の未成年者は、法定代理人の同意なく単独で遺言できます（第962条）。

あわせて覚えたいポイント

- 遺言は本人だけが行うもので、代理によることはできません。

第34問（inheritance-034）の続き

根拠と基準日

- 民法 第961条・第962条（十五歳に達した者は、遺言をすることができる。第五条、第九条、第十三条及び第十七条の規定は、遺言については、適用しない）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第35問　inheritance-035　相続・相続欠格と推定相続人の廃除

正答 A　**推定相続人の廃除は、被相続人が家庭裁判所に請求して行う。**

推定相続人の廃除は、遺留分を有する推定相続人が被相続人を虐待したなどの場合に、被相続人が家庭裁判所に請求します（民法 第892条）。相続欠格は、法律で定める事由があれば当然に相続人となることができません（第891条）。

計算・判断の手順

1. 相続欠格（第891条）：故意に被相続人を死亡させて刑に処せられた者などは、相続人となることができない（手続は不要）
2. 廃除（第892条）：遺留分を有する推定相続人が対象。被相続人が家庭裁判所に請求（遺言で意思表示することもできる：第893条）
3. 代襲相続（第887条第2項）：相続欠格・廃除によって相続権を失った者の子は、代襲相続できる

選択肢ごとの説明

○ **A**　推定相続人の廃除は、被相続人が家庭裁判所に請求して行う。
これが正解です。

× **B**　相続欠格は、家庭裁判所の審判がなければ効力を生じない。
相続欠格は、事由に該当すれば当然に効力が生じます。

× **C**　廃除の対象は、兄弟姉妹を含むすべての推定相続人である。
廃除の対象は、遺留分を有する推定相続人です。兄弟姉妹は遺留分がないため、廃除の対象になりません（遺言で相続させないことができます）。

× **D**　相続欠格者の子は、代襲相続することができない。
相続欠格者・廃除された者の子は、代襲相続できます（第887条第2項）。

あわせて覚えたいポイント

- 代襲相続は inheritance-012 を参照してください。

根拠と基準日

- 民法 第891条・第892条（相続人の欠格事由。遺留分を有する推定相続人の廃除を家庭裁判所に請求）
- 民法 第887条第2項（第八百九十一条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その相続権を失ったときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第36問　inheritance-036　相続・寄与分

正答 D　5,000万円

寄与分がある場合は、相続財産から寄与分を差し引いたものを相続財産とみなして法定相続分で分け、寄与した相続人はその相続分に寄与分を加えます（民法 第904条の2第1項）。

計算・判断の手順

1. みなし相続財産：9,000万円 − 1,000万円 ＝ 8,000万円
2. 各人の相続分：8,000万円 × 1/2 ＝ 4,000万円
3. 長男：4,000万円 ＋ 1,000万円 ＝ 5,000万円（次男：4,000万円）

選択肢ごとの説明

× A　4,500万円
寄与分を考慮しない法定相続分（9,000万円 × 1/2）です。

× B　4,000万円
寄与分を差し引いた後の相続分に、寄与分を加えていません。

× C　5,500万円
寄与分を差し引かずに分けた額（4,500万円）に、寄与分を加えた誤りです。合計が財産の額を超えてしまいます。

○ D　5,000万円
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 協議が調わないときは、寄与をした者の請求により、家庭裁判所が寄与分を定めます（第904条の2第2項）。相続人以外の親族の寄与は、特別寄与料（inheritance-020）で考慮されます。

根拠と基準日

- 民法 第904条の2第1項・第2項（被相続人が相続開始の時において有した財産の価額から寄与分を控除したものを相続財産とみなし、算定した相続分に寄与分を加えた額をもってその者の相続分とする）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第37問　inheritance-037　相続・相続税の物納

正答 C　**延納によっても金銭で納付することを困難とする事由がある場合に、納税義務者の申請により、税務署長の許可を受けて物納することができる。**

物納は、延納によっても金銭で納付することが困難な場合に、申請により、その困難な金額を限度として税務署長が許可するものです（相続税法 第41条第1項）。

計算・判断の手順

1. 要件：延納によっても金銭で納付することを困難とする事由（第41条第1項）
2. 手続：納税義務者の申請と、税務署長の許可
3. 物納に充てることができる財産：納税義務者の課税価格計算の基礎となった財産（相続財産など）で、国内にあるものなど（第41条第2項）

選択肢ごとの説明

× A　金銭で一時に納付できる場合でも、物納を選択することができる。
金銭で納付できる場合は、物納はできません。

× B　物納は、税務署長の許可は不要で、相続税の申告書に記載すれば認められる。
税務署長の許可が必要です。

○ C　延納によっても金銭で納付することを困難とする事由がある場合に、納税義務者の申請により、税務署長の許可を受けて物納することができる。
これが正解です。

× D　物納に充てることができる財産は、相続により取得した財産以外の、相続人固有の財産に限られる。
物納に充てるのは、課税価格計算の基礎となった財産（相続により取得した財産など）です。

あわせて覚えたいポイント

- 延納（金銭納付が困難な場合の分割納付）は inheritance-030 を参照してください。物納は、延納でも納付が困難な場合の制度です。

根拠と基準日

- 相続税法 第41条第1項・第2項（延納によっても金銭で納付することを困難とする事由がある場合、納税義務者の申請により、物納の許可をすることができる。物納に充てる財産は課税価格計算の基礎となった財産）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第38問　inheritance-038　相続・財産評価（路線価方式）

正答 B　**5,820万円**

路線価方式では、正面路線価に奥行価格補正率を掛け、地積を掛けて評価します。路線価は1㎡当たりの千円単位の価額です（国税庁 No.4604）。

計算・判断の手順

1. 1㎡当たりの価額：300千円 × 0.97 ＝ 291千円
2. 評価額：291千円 × 200㎡ ＝ 58,200千円 ＝ 5,820万円

第38問（inheritance-038）の続き

選択肢ごとの説明

× **A**　6,000万円
奥行価格補正率を掛けていません。

○ **B**　5,820万円
これが正解です。

× **C**　4,656万円
評価額にさらに80%を掛けた誤りです（小規模宅地等の減額割合などと混同）。

× **D**　5億8,200万円
路線価の単位（千円）を取り違えた誤りです（300千円を300万円とした）。

あわせて覚えたいポイント

- 貸家建付地の評価は inheritance-019、小規模宅地等の特例は inheritance-004 を参照してください。

根拠と基準日

- 国税庁 タックスアンサー No.4604（路線価方式による宅地の評価：路線価は1平方メートル当たりの千円単位の価額。正面路線価×奥行価格補正率（令和8年4月1日現在法令等））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第39問　inheritance-039　相続・遺言執行者

正答 A　**遺言執行者は、遺言の内容を実現するため、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する。**

遺言執行者は、遺言の内容を実現するため、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有します（民法 第1012条第1項）。

計算・判断の手順

1. 権利義務：遺言の執行に必要な一切の行為（第1012条第1項）
2. 遺言執行者がある場合、遺贈の履行は遺言執行者のみが行う（第1012条第2項）
3. 欠格事由：未成年者・破産者は遺言執行者になれない（第1009条）

選択肢ごとの説明

○ **A**　遺言執行者は、遺言の内容を実現するため、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する。
これが正解です。

× **B**　遺言執行者がある場合でも、遺贈の履行は相続人が行う。
遺言執行者がある場合、遺贈の履行は遺言執行者のみが行えます（第1012条第2項）。

× **C**　遺言執行者は、相続人の中から選ばなければならない。
相続人に限られません。未成年者・破産者以外であれば、弁護士などの第三者もなれます（第1009条）。

× **D**　遺言執行者は、相続人全員の同意がなければ就職することができない。
相続人の同意は不要です。

第39問（inheritance-039）の続き

あわせて覚えたいポイント

- 遺言執行者は、遺言で指定するほか、家庭裁判所に選任を請求することもできます。

根拠と基準日

- 民法 第1012条（遺言執行者は、遺言の内容を実現するため、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する。遺言執行者がある場合には、遺贈の履行は、遺言執行者のみが行うことができる）
- 民法 第1009条（未成年者及び破産者は、遺言執行者となることができない）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第40問　inheritance-040　相続・持戻し免除の意思表示の推定（配偶者への居住用不動産の贈与）

正答 D　**婚姻期間が20年以上の夫婦の一方が他方に居住用の建物又はその敷地を遺贈又は贈与したときは、持戻し免除の意思表示をしたものと推定される。**

婚姻期間が20年以上の夫婦の一方である被相続人が、他方に居住用の建物又はその敷地を遺贈・贈与したときは、特別受益の持戻し（第903条第1項）をしない旨の意思表示をしたものと推定されます（民法 第903条第4項）。

計算・判断の手順

1. 特別受益の持戻し：遺贈や、婚姻・生計の資本としての贈与の価額を相続財産に加えて相続分を計算（第903条第1項）
2. 持戻し免除の推定：婚姻期間20年以上、居住用の建物又はその敷地の遺贈・贈与（第903条第4項）

選択肢ごとの説明

× A　婚姻期間が20年以上の夫婦間の居住用不動産の贈与は、必ず特別受益として相続財産に持ち戻される。
婚姻期間20年以上の夫婦間の居住用不動産の遺贈・贈与は、持戻し免除の意思表示が推定されます。

× B　婚姻期間が10年以上の夫婦の一方が他方に居住用の建物を贈与したときは、持戻し免除の意思表示をしたものと推定される。
婚姻期間の要件は20年以上です。

× C　持戻し免除の意思表示の推定は、居住用不動産に限らず、配偶者に対するすべての贈与に適用される。
対象は、居住用の建物又はその敷地の遺贈・贈与です。

○ D　婚姻期間が20年以上の夫婦の一方が他方に居住用の建物又はその敷地を遺贈又は贈与したときは、持戻し免除の意思表示をしたものと推定される。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 税金では、婚姻期間20年以上の夫婦間の居住用不動産等の贈与について、贈与税の配偶者控除（最高2,000万円）があります（inheritance-017）。

第40問（inheritance-040）の続き

根拠と基準日

- 民法 第903条第1項・第4項（婚姻期間が二十年以上の夫婦の一方である被相続人が、他の一方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地について遺贈又は贈与をしたときは、第一項の規定を適用しない旨の意思を表示したものと推定する）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第41問　inheritance-041　相続・胎児の相続能力

正答 A　**胎児は、相続については、既に生まれたものとみなされる。ただし、死体で生まれたときは、この限りでない。**

胎児は、相続については既に生まれたものとみなされます。ただし、死体で生まれたときは適用されません（民法 第886条）。

計算・判断の手順

1. 民法 第886条第1項：胎児は、相続については、既に生まれたものとみなす
2. 同条第2項：胎児が死体で生まれたときは、適用しない

選択肢ごとの説明

○ **A**　胎児は、相続については、既に生まれたものとみなされる。ただし、死体で生まれたときは、この限りでない。
これが正解です。

× **B**　胎児は、生まれていないため、相続人となることはできない。
胎児は、相続については既に生まれたものとみなされます。

× **C**　胎児は、出生後1年を経過したときに限り、相続人となる。
出生後の期間の要件はありません。

× **D**　胎児が死体で生まれた場合でも、相続人であったものとして扱われる。
死体で生まれたときは、相続人として扱われません。

あわせて覚えたいポイント

- 法定相続分は inheritance-002・011 を参照してください。

根拠と基準日

- 民法 第886条（胎児は、相続については、既に生まれたものとみなす。前項の規定は、胎児が死体で生まれたときは、適用しない）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第42問　inheritance-042　相続・法定相続分（父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹）

正答 C　**4,000万円**

父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹（半血兄弟姉妹）の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹（全血兄弟姉妹）の相続分の2分の1です（民法 第900条第4号ただし書）。

計算・判断の手順

1. 相続分の比：兄（全血）1 ： 弟（半血）1/2 ＝ 2 ： 1
2. 兄：6,000万円 × 2/3 ＝ 4,000万円
3. 弟：6,000万円 × 1/3 ＝ 2,000万円

選択肢ごとの説明

× A　3,000万円
均等に分けた誤りです。半血兄弟姉妹の相続分は、全血兄弟姉妹の2分の1です。

× B　2,000万円
弟（半血）の相続分です。

○ C　4,000万円
これが正解です。

× D　6,000万円
兄が全額を相続するわけではありません。弟も相続人です。

あわせて覚えたいポイント

- 配偶者と兄弟姉妹が相続人の場合（配偶者3/4、兄弟姉妹1/4）は inheritance-002 を参照してください。

根拠と基準日

- 民法 第900条第4号（兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は相等しい。ただし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の二分の一とする）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第43問　inheritance-043　相続・遺産分割の効力

正答 B　**遺産分割は、相続開始の時にさかのぼってその効力を生ずる。ただし、第三者の権利を害することはできない。**

遺産分割は、相続開始の時にさかのぼってその効力を生じます。ただし、第三者の権利を害することはできません（民法 第909条）。

計算・判断の手順

1. 遡及効：相続開始の時にさかのぼる（第909条本文）
2. 第三者の保護：第三者の権利を害することはできない（同条ただし書）

第43問（inheritance-043）の続き

選択肢ごとの説明

× A　遺産分割の効力は、遺産分割が成立した時から生ずる。
相続開始の時にさかのぼって効力を生じます。

○ B　遺産分割は、相続開始の時にさかのぼってその効力を生ずる。ただし、第三者の権利を害することはできない。
これが正解です。

× C　遺産分割は、相続開始の時にさかのぼって効力を生じ、第三者の権利も否定される。
第三者の権利を害することはできません。

× D　遺産分割は、家庭裁判所の審判によらなければ効力を生じない。
遺産分割は、共同相続人の協議によってもできます（第907条第1項）。協議が調わないときなどに家庭裁判所に請求します。

あわせて覚えたいポイント

- 遺言による遺産分割の禁止は inheritance-022 を参照してください。

根拠と基準日

- 民法 第909条（遺産の分割は、相続開始の時にさかのぼってその効力を生ずる。ただし、第三者の権利を害することはできない）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第44問　inheritance-044　相続・特別縁故者に対する相続財産の分与

正答 D　**家庭裁判所は、相当と認めるときは、被相続人と生計を同じくしていた者などの特別縁故者の請求によって、清算後残存すべき相続財産の全部又は一部を与えることができる。**

家庭裁判所は、相当と認めるときは、被相続人と生計を同じくしていた者、療養看護に努めた者その他特別の縁故があった者の請求によって、清算後残存すべき相続財産の全部又は一部を与えることができます（民法 第958条の2第1項）。

計算・判断の手順

1. 特別縁故者：生計を同じくしていた者、療養看護に努めた者、その他特別の縁故があった者
2. 手続：特別縁故者の請求（第952条第2項の期間の満了後3か月以内：第958条の2第2項）
3. 分与されなかった財産は、国庫に帰属します（第959条）。

第44問（inheritance-044）の続き

選択肢ごとの説明

× A　相続人がいない場合、相続財産は、清算の手続を経ずに直ちに国庫に帰属する。
相続財産の清算を経て、特別縁故者への分与がされなかった財産が国庫に帰属します。

× B　被相続人の内縁の配偶者は、当然に相続人となる。
内縁の配偶者は、相続人ではありません。特別縁故者として分与を請求できる場合があります。

× C　特別縁故者は、請求をしなくても、家庭裁判所から当然に相続財産の分与を受けられる。
特別縁故者の請求が必要です。

○ D　家庭裁判所は、相当と認めるときは、被相続人と生計を同じくしていた者などの特別縁故者の請求によって、清算後残存すべき相続財産の全部又は一部を与えることができる。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 相続人以外の親族の寄与は、特別寄与料（inheritance-020）で考慮されます。

根拠と基準日

- 民法 第958条の2（家庭裁判所は、被相続人と生計を同じくしていた者、被相続人の療養看護に努めた者その他被相続人と特別の縁故があった者の請求によって、清算後残存すべき相続財産の全部又は一部を与えることができる。請求は期間の満了後三箇月以内）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第45問　inheritance-045　相続・相続税の非課税財産（墓所・祭具）

正答 C　**墓所、霊びょう及び祭具並びにこれらに準ずるものの価額は、相続税の課税価格に算入しない。**

墓所、霊びょう及び祭具並びにこれらに準ずるものは、相続税の非課税財産です（相続税法 第12条第1項第2号）。

計算・判断の手順

1. 非課税財産の例（第12条第1項）：墓所・霊びょう・祭具など（第2号）、公益事業を行う者が取得した公益事業用財産（第3号）、相続人が取得した死亡保険金・死亡退職金のうち一定額（第6号・第7号）

選択肢ごとの説明

× A　墓所や仏壇などの祭具も、相続税の課税価格に算入される。
墓所・祭具などは非課税財産です。

× B　被相続人が生前に購入した墓地の未払代金は、債務控除の対象となる。
墓所が非課税財産であるため、その未払代金は債務控除の対象になりません（inheritance-018）。

○ C　墓所、霊びょう及び祭具並びにこれらに準ずるものの価額は、相続税の課税価格に算入しない。
これが正解です。

× D　非課税財産は、相続人1人あたり500万円までに限られる。
「500万円 × 法定相続人の数」は、死亡保険金・死亡退職金の非課税限度額の計算です。墓所・祭具には、このような金額の制限はありません。

第45問（inheritance-045）の続き

あわせて覚えたいポイント

- 死亡退職金の非課税は inheritance-050、死亡保険金の非課税は risk-006 を参照してください。

根拠と基準日

- 相続税法 第12条第1項第2号（墓所、霊びよう及び祭具並びにこれらに準ずるものの価額は、相続税の課税価格に算入しない）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第46問　inheritance-046　相続・贈与税の非課税財産（生活費・教育費）

正答 A　**扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てるためにした贈与により取得した財産のうち、通常必要と認められるものは、贈与税の課税価格に算入しない。**

扶養義務者相互間で生活費又は教育費に充てるためにした贈与により取得した財産のうち、通常必要と認められるものは、贈与税の非課税財産です（相続税法 第21条の3第1項第2号）。

計算・判断の手順

1. 非課税財産の例（第21条の3第1項）：法人からの贈与により取得した財産（第1号）、扶養義務者相互間の生活費・教育費で通常必要と認められるもの（第2号）など

選択肢ごとの説明

○ **A**　扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てるためにした贈与により取得した財産のうち、通常必要と認められるものは、贈与税の課税価格に算入しない。
これが正解です。

× **B**　扶養義務者からの贈与であれば、使途や金額にかかわらず、贈与税は課されない。
非課税は、生活費・教育費に充てるための、通常必要と認められるものに限られます。

× **C**　法人から贈与を受けた財産には、贈与税が課される。
法人から贈与を受けた財産は、贈与税の非課税財産です（受贈者には所得税が課されます）。

× **D**　生活費・教育費に充てるための贈与であっても、年間110万円を超えれば必ず贈与税が課される。
通常必要と認められる生活費・教育費であれば、110万円を超えても非課税です。

あわせて覚えたいポイント

- 暦年課税の贈与税の計算は inheritance-007 を参照してください。

根拠と基準日

- 相続税法 第21条の3第1項（法人からの贈与により取得した財産、扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てるためにした贈与により取得した財産のうち通常必要と認められるものなどは、贈与税の課税価格に算入しない）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第47問　inheritance-047　相続・財産評価（借地権）

正答 D　**4,800万円**

借地権の価額は、その宅地の自用地としての価額に借地権割合を掛けて評価します（国税庁 No.4611）。

計算・判断の手順

1. 借地権の評価額：8,000万円 × 60% ＝ 4,800万円

選択肢ごとの説明

× **A**　8,000万円
自用地としての価額のままです。

× **B**　3,200万円
土地の所有者側の権利（貸宅地。8,000万円 × (1 − 60%)）の評価額です。

× **C**　2,880万円
借地権割合を2回掛けた誤りです（8,000万円 × 60% × 60%）。

○ **D**　4,800万円
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 貸家建付地の評価は inheritance-019、路線価方式による自用地の評価は inheritance-038 を参照してください。

根拠と基準日

- 国税庁 タックスアンサー No.4611（借地権の価額は、借地権の目的となっている宅地の自用地としての価額に借地権割合を乗じて評価（令和8年4月1日現在法令等））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第48問　inheritance-048　相続・配偶者短期居住権

正答 B　**遺産分割で居住建物の帰属が確定した日、又は相続開始の時から6か月を経過する日のいずれか遅い日まで、居住建物を無償で使用できる。**

配偶者は、相続開始の時に被相続人の建物に無償で居住していた場合、一定の期間、その建物を無償で使用する権利（配偶者短期居住権）を有します（民法 第1037条第1項）。

計算・判断の手順

1. 存続期間（遺産分割をすべき場合）：遺産分割で居住建物の帰属が確定した日、又は相続開始の時から6か月を経過する日のいずれか遅い日まで（第1037条第1項第1号）
2. 配偶者居住権を取得したとき、相続欠格・廃除で相続権を失ったときは、配偶者短期居住権を有しない（同項ただし書）

第48問（inheritance-048）の続き

選択肢ごとの説明

× A　配偶者短期居住権の存続期間は、最低1年である。
最低1年ではなく、遺産分割の確定日又は相続開始から6か月を経過する日のいずれか遅い日までです。

○ B　遺産分割で居住建物の帰属が確定した日、又は相続開始の時から6か月を経過する日のいずれか遅い日まで、居住建物を無償で使用できる。
これが正解です。

× C　配偶者短期居住権により居住建物を使用する場合、配偶者は使用料を支払わなければならない。
無償で使用する権利です。

× D　相続開始の時に配偶者居住権を取得した場合でも、重ねて配偶者短期居住権を有する。
配偶者居住権を取得した場合は、配偶者短期居住権を有しません（第1037条第1項ただし書）。

あわせて覚えたいポイント

- 配偶者居住権（存続期間は原則として配偶者の終身）は inheritance-015 を参照してください。

根拠と基準日

- 民法 第1037条第1項（遺産の分割により居住建物の帰属が確定した日又は相続開始の時から六箇月を経過する日のいずれか遅い日までの間、居住建物を無償で使用する権利（配偶者短期居住権）を有する。配偶者居住権を取得したときなどを除く）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第49問　inheritance-049　相続・遺留分侵害額請求権の期間の制限

正答 A　**相続の開始及び遺留分を侵害する贈与又は遺贈があったことを知った時から1年間行使しないとき、又は相続開始の時から10年を経過したときは、消滅する。**

遺留分侵害額の請求権は、遺留分権利者が相続の開始と遺留分を侵害する贈与・遺贈があったことを知った時から1年間行使しないときは時効によって消滅します。相続開始の時から10年を経過したときも同様です（民法 第1048条）。

計算・判断の手順

1. 知った時から1年（時効）
2. 相続開始の時から10年

第49問（inheritance-049）の続き

選択肢ごとの説明

○ **A**　相続の開始及び遺留分を侵害する贈与又は遺贈があったことを知った時から1年間行使しないとき、又は相続開始の時から10年を経過したときは、消滅する。
これが正解です。

× **B**　相続の開始を知った時から3年間行使しないとき、又は相続開始の時から20年を経過したときに消滅する。
1年・10年です。

× **C**　相続の開始から5年を経過したときに限り、消滅する。
1年・10年です。

× **D**　遺留分侵害額の請求権には、期間の制限はない。
期間の制限があります。

あわせて覚えたいポイント

- 遺留分の割合の計算は inheritance-009、遺留分の放棄は inheritance-029 を参照してください。

根拠と基準日

- 民法 第1048条（遺留分侵害額の請求権は、遺留分権利者が、相続の開始及び遺留分を侵害する贈与又は遺贈があったことを知った時から一年間行使しないときは、時効によって消滅する。相続開始の時から十年を経過したときも、同様とする）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第50問　inheritance-050　相続・死亡退職金の非課税金額

正答 C　1,500万円

相続人が受け取った死亡退職金（退職手当金等）は、「500万円 × 法定相続人の数」までが非課税です（相続税法 第12条第1項第7号）。

計算・判断の手順

1. 非課税限度額：500万円 × 3人 ＝ 1,500万円
2. 課税価格に算入される金額：3,000万円 − 1,500万円 ＝ 1,500万円

選択肢ごとの説明

× **A**　3,000万円
非課税限度額を差し引いていません。

× **B**　0円
全額が非課税になるわけではありません。

○ **C**　1,500万円
これが正解です。

× **D**　2,500万円
非課税限度額を500万円（1人分）とした誤りです。法定相続人の数を掛けます。

あわせて覚えたいポイント

- 死亡保険金の非課税（risk-006）とは別枠で、それぞれ「500万円 × 法定相続人の数」が非課税になります。

第50問（inheritance-050）の続き

根拠と基準日

- **相続税法 第12条第1項第7号**（相続人の取得した退職手当金等のうち、五百万円に相続人の数を乗じて算出した金額（退職手当金等の非課税限度額）に相当する部分）
- **相続税法 第3条第1項第2号**（被相続人の死亡により相続人等が被相続人に支給されるべきであった退職手当金等で被相続人の死亡後三年以内に支給が確定したものを取得した場合は、相続により取得したものとみなす）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）